保護者の皆さまへ

尼崎市長

兵庫県の休業要請の解除に伴う保育施設(事業所)の受け入れについて(通知)

新型コロナウイルスの感染拡大防止に、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。 令和2年6月1日以降、兵庫県の休業要請を行う施設が全て解除されるため、本市の対応につきま しては、次のとおりと致します。

1 保育施設(事業所)の開所について

保育施設(事業所)につきましては、園児や職員が罹患している場合等を除き、感染予防対策を 厳重に徹底したうえで開所します。

2 在宅保育のお願いについて

保育施設は濃厚接触の場となるため、可能な限り在宅での保育を行っていただきますようお願い 致します (原則テレワークを含む)。

3 実施期間について 令和2年6月1日(月)から

4 保育料等について

これまでどおり、新型コロナウイルス感染防止のため、家庭での保育にご協力いただいた場合は、引き続き、日割り計算等による軽減措置を実施致します。(6月30日(火)までの間について。7月以降は未定。)

以 上